

平成29年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時 平成30年2月14日（水）

10:00～12:00

場 所 ラ・プラス青い森 カメリア

## 1 開会

(司会)

それでは、ただ今から「平成29年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議」を開催いたします。

私は、進行を務めさせていただきます、こどもみらい課課長代理の最上と申します。

よろしくお願いいたします。

はじめに、青山副知事から辞令の交付を行います。

## 2 辞令交付

(司会)

お名前を読み上げますので、呼ばれましたら御起立のうえ、その場で辞令をお受け取りいただきますと思います。

青森県私立幼稚園連合会常任理事 秋元信行様

(青山副知事)

辞令

秋元信行殿

青森県子ども・子育て支援推進会議委員を委嘱する

任期 平成30年2月13日から平成32年2月12日まで

平成30年2月12日

青森県知事 三村申吾

よろしくお願いいたします。

(司会)

社会福祉法人福祉の里総括本部人事部長 小笠原尚子様

青森県小学校長会対策部副部長 小形浩子様

館地区なかよしクラブ代表 貝吹彰穂様

青森県議会環境厚生委員会委員長 櫛引ユキ子様

公益社団法人青森県看護協会会長 熊谷崇子様

青森県商工会議所女性会連合会理事 神山智子様

青森県児童養護施設協議会会長 後藤辰也様

弘前大学名誉教授 佐藤三三様

日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長 敦賀仁様

青森県PTA連合会会長 外崎浩司様

青森県市長会(平川市長) 長尾忠行様

NPO法人はちのへ未来ネット事務局長 新井谷昌江様

NPO法人コミュニサーあおもり理事長 西川智香子様

青少年育成青森県民会議会長 橋本都様

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 前田保様

公募委員 安田美由紀様

一般社団法人青森県保育連合会会長 渡邊建道様

なお、本日、公益社団法人青森県医師会副会長の村上壽治様、公募委員の長谷川和様におかれましては、都合により欠席となっております。

以上をもちまして、辞令の交付を終了いたします。

それでは、三村知事から御挨拶申し上げます。

### 3 挨拶

(青山副知事)

おはようございます。

私は、副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、三村知事、公務が重なりまして出席が叶いませんでした。知事から、開会にあたりましての挨拶を預かって参りましたので代読させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席くださり誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から子ども・子育て支援の推進に御理解と御協力を賜りますとともに、このたび、青森県子ども・子育て支援推進会議委員への就任を御快諾いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年の本県の合計特殊出生率は1.48となり、4年連続で増加しておりますが、一方で婚姻数や若い世代の女性人口は、年々減少傾向にあり、少子化の更なる進行が懸念されるところです。

そうした中、国では、人口減少や東京一極集中に伴う地域経済縮小という課題に対し、昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、若い世代の結婚・出産、子育ての希望を実現するため、引き続き若い世代が安心して就業し、希望どおり結婚、妊娠、出産、子育てができるような社会経済環境の実現に向けて取り組むこととしております。

また、県では、子どもを産み、育てやすい環境づくり、仕事と結婚、出産、子育ての両立支援など、社会減、自然減対策を総合的に進めているところです。

特に今年度は、働きやすい環境づくりを推進し、従業員の方々の結婚から子育てまでの希望の実現に取り組む企業を認証し、支援する「あおもり働き方改革推進企業認証制度」を創設したところであり、現時点での認証企業は51社にのぼっております。

県といたしましては、青森県の未来を担う財(たから)である子どもたちが、この青森で生まれ、希望を持って成長し、その希望をふるさと青森の地で実現できるよう、関係機関、市町村、そして県民の皆様と一体となって、一步一步着実に取組を進めて参ります。

本日は、「青森県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し」について御審議いただくほか、国が示した「新しい社会的養育ビジョン」に基づく、「青森県家庭的養護推進計画の見直し」について御説明させていただきます。

結びに、委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶といたします。

平成30年2月14日

青森県知事 三村申吾

代読

本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ここで、恐縮ではございますが、青山副知事は、公務のため退席させていただきます。

(青山副知事)

お世話になります。よろしくお願いいたします。

#### 4 会議成立報告

(司会)

次に会議の公開についてお願いを申し上げます。

この会議は、公開を原則としております。

また、議事録として、皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載いたします。あらかじめ御了解願います。

本日は、委員20名のうち18名出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告させていただきます。

#### 5 事務局紹介

それでは、本日は、委員改選後初めての会議でございますので、事務局職員を御紹介いたします。

菊地健康福祉部長です。

伊藤こどもみらい課長です。

尾形子育て支援グループマネージャーです。

後村児童施設支援グループマネージャーです。

深堀家庭支援グループマネージャーです。

#### 6 組織会

それでは、これより組織会に移ります。

まずはじめに会長を選任していただきます。

会長選任のため、まずは仮議長を選出していただく必要がありますが、事務局案として、弘前大学名誉教授 佐藤三三委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【異議なしの声あり】**

御異議がないようですので、仮議長は佐藤委員をお願いいたします。

恐れ入りますが、佐藤委員には議長席に御移動いただき、議事の進行をお願いしたいと思います。

(佐藤仮議長)

それでは、せん越ですけれども、議長選出までの仮議長を務めさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、会長を選出したいと思いますが、青森県附属機関に関する条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選によって選出することになっております。

どなたか御推薦をお願いいたします。

(渡邊委員)

はい

(佐藤仮議長)

渡邊委員

(渡邊委員)

これまで会長を務めていただきました佐藤先生に、引き続きまた会長をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(佐藤仮議長)

大変恐縮ですが、私、佐藤を会長に推薦する旨の御発言がございましたが、いかがでしょうか。

**【拍手にて賛同】**

ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、大変恐縮ではございますが、会長を務めさせてい

たきますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

佐藤委員、ありがとうございました。

青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により、会長が議長となるとされておりますので、佐藤会長、引き続きよろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

それでは、早速、会議を進めて参りたいと思いますが、議事を進める前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。

小形委員、貝吹委員にお願いいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

御同意いただきましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に会長職務代理者を指名させていただきますと思いますが、青森県附属機関に関する条例第4条5項の規定により会長に事故がある時等のためにあらかじめその職務を代理する委員を会長が指名することになっておりますので、私から当会議の会長の職務代理者を指名させていただきます。

後藤辰也委員にお願いいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

## 7 議事

(佐藤会長)

それでは、以上で組織会を終了いたしまして、次に次第によって議事を進めて参ります。

まず、第1番目に青森県子ども・子育て支援推進会議の役割について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

子育て支援グループの尾形と申します。よろしくお願いいたします。

資料1に従って御説明したいと思います。

座って説明させていただきます。

資料1の扉をお開きください。

この会議の名称は、「青森県子ども・子育て支援推進会議」になっております。県の附属機関に関する条例を根拠にしております。平成25年の10月15日に設置されております。

会議が担当する事務です。子ども・子育て支援法に規定されています。条文につきましては、参考資料の1-1に記載しておりますけれども、県が子ども・子育て支援事業の支援計

画を策定または変更する時は、審議会、その他の合議制の機関の意見を聴取するという事になっております。

この会議は、その審議会の役割を担っておりまして、ここに掲げている1号、2号に係る事業を処理します。

まず、1つ目として、県の策定する計画の策定、それから変更の時の事務を、事項を処理すること。

2つ目として、県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項と当該施策の実施状況を調査審議することというのが担当事務となっております。

委員の構成です。

子どもの保護者、市町村長、事業主の代表、労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者により構成されております。

委員の定数は20人以内となっております、現在、20名の委員で構成されているところでございます。

任期は2年です。今回は、平成30年2月13日から32年2月12日までの任期となっております。

会議につきましては、公開ということになっております。

次のページをお開きください。

先ほど、私、子ども・子育て支援事業支援計画の策定または変更ということを申し上げましたけれども、本県では、県の次世代育成の行動計画でございます「のびのびあおもり子育てプラン」の中に定めているところでございます。

左側の行動計画策定の経過というところを御覧ください。

平成17年2月、平成17年度から、本県では、次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」の前期、後期計画で定め、その施策の展開をして参りましたが、見直しの背景の黒い四角の3つ目のところを御覧になっていただければいいんですけども。平成26年4月に次世代育成支援の対策推進法が改正されまして、有効期限が10年間の延長ということになりました。

これを受けまして、平成27年度からの計画ということで、平成27年3月に策定しましたのが、現在の「のびのびあおもり子育てプラン」の前期計画です。

行動計画の位置づけですけれども、図に示されていますとおり、青森県の母子保健計画、それから県の子ども・子育て支援事業の支援計画とを一体的に作成したというものとなっております。

プランの期間でございますけれども、右の隅に書かれていますとおり、平成27年度から平成31年度までの5か年の計画としております。

その下の方を御覧ください。基本理念と書かれている囲みがあるかと思っておりますけれども。基本理念は、子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せ

を実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします。  
ということになっております。

従前は、妊娠・出産・子育てを支援するというものから、結婚のところから支援する、切れ目なく支援するというのが、この計画の特徴となっています。

その基本理念に基づきまして、その下にいきまして、施策の基本方針ということで、6本の柱をたてております。

1つ目が結婚でございます。結婚の望みをかなえるために、社会全体で結婚したい男女を応援します。

2つ目が妊娠・出産です。安心して子どもを産むために妊娠・出産を支援します。

3つ目の子育てです。安心して子どもを育てるために、社会全体で子育て支援を推進します。

4つ目が、様々な環境にあるお子さんと家庭ということで、特に支援が必要な子どもが健やかに育ちますように、様々な環境にある子どもや家庭を支援します。

5本目が健全育成ということで、健やかに心豊かに育つように、豊かな心、命を大切に育てる心を育む支援と健全育成を推進します。

最後、6本目ですが、子育ての環境づくりということで、安全・安心な子育てをするために、子どもが安全に生活できる環境づくりを支援しますということで、6本の基本方針を立てているという計画でございます。

続きまして、認定こども園部会につきましては、後村マネージャーから御説明いたします。

(事務局)

それでは、次のページ、4ページの幼保連携型認定こども園の部会の概要について御説明します。

部会の説明に入る前に、まず次のページ、幼保連携型認定こども園についての資料を御覧いただきたいと思っております。

認定こども園の概要について、簡単にまとめた資料となっております。

認定こども園につきましては、幼稚園と保育所の両方の機能を持ち、地域の子育て支援を行う施設というふうに位置付けられております。

認定こども園につきましては、資料の左側の類型というところにありますとおり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型というような4つの類型がございます。

このうち、一番上の幼保連携型につきましては、旧制度におきましては、幼稚園部分は学校教育法に基づく認可を受けることとなっております。保育所部分につきましては、児童福祉法に基づく認可をそれぞれ受ける必要がありましたが、平成27年の4月にスタートしました「子ども・子育て支援新制度」におきましては、改正認定こども園法等に基づきまして、単一の施設として一本化されたところでございます。

この新制度になって以降、青森県内におきましては、従来、保育所として運営していた施



設ですとか、幼稚園として運営していた施設が、この幼保連携型認定こども園に移行するという施設が多くございまして、上の表にありますとおり、旧制度では4施設であったものが、平成27年度は119施設、更に今年度は180施設と、年々増加している状況でございます。

それでは、前のページにお戻りください。

ただ今、説明をしました幼保連携型認定こども園ですが、この認定こども園を設置する場合につきましては、県が認可を行うこととなっております。その認可にあたりましては、関係法令に基づきまして、県に設置する審議会で調査・審議を行うこととされております。

本県におきましては、この審議会を、今日開催しております青森県子ども・子育て支援推進会議の部会として設置することとしておりまして、事業者の方から認定こども園の設置認可の申請があった場合は、この幼保連携型認定こども園部会を開催し、御審議いただいているところでございます。

部会の委員構成、真ん中のあたりですが、委員構成につきましては、本推進会議の会長が部会委員を指名することとなっております、7名以内で構成いたします。

また、一番下のところですが、この部会の議決をもって、青森県子ども・子育て支援推進会議の議決とするということとなっております。

幼保連携型認定こども園部会についての説明は以上となります。

(佐藤会長)

ただ今の説明をもって、青森県子ども・子育て支援推進会議の役割についての御説明が終わったということでしょうか。

ただ今の御説明について、御質問等ございますでしょうか。

ないようですので、ただ今の説明の中にございました幼保連携型認定こども園の部会の委員構成についてでございますが、委員は、会長が7名以内で指名することになってございますので、私の方から指名させていただきます。

会長である私の他、秋元委員、小形委員、外崎委員、前田委員、安田委員、渡邊委員を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どうぞ、よろしく、委員の方々お願いいたします。

続きまして、進行させていただきますが、議事3の青森県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しについて、事務局より御説明、御提案をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、お手元の資料2と右肩のところに書いてある資料、「青森県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しについて」という資料に基づき御説明させていただきます。

1枚、おめくりいただきまして、1ページのところでございます。

まず、左上、1. 子ども・子育て支援事業計画とは、というところでございますが、先ほ

ども御説明がありましたけども、この子ども・子育て支援事業計画につきましては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備など、子ども・子育て支援のための施策を推進するための計画となっております。市町村ごとに、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、また、県におきましては、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画というものを定めることとなっております。

現在の計画につきましては、計画期間が平成27年度から平成31年度までとなっております。

青森県では、資料の右の図にありますとおり、平成27年に策定しました「のびのびあおもり子育てプラン」の一部として位置づけているものでございます。

大変恐れ入りますが、資料の後ろの方に参考資料2というものをお付けしております。御用意いただければと思います。

参考資料2、のびのびあおもり子育てプラン前期計画（抜粋）という資料でございます。

この参考資料2でお付けしているものが、のびのびあおもり子育てプランのうち、子ども・子育て支援事業計画に該当する部分を抜粋したものであるということになります。

県では、この計画に基づきまして、市町村における教育・保育等の推進に対する必要な支援ですとか、人材の確保等の対策に取り組んでいるところでございます。

それから、参考資料2の後ろの方、下の方に31ページと42ページという表の部分を御覧いただきたいと思っております。

この表は、各市町村が定めた市町村計画の数値を基本としまして、県全体で集計した数値ということになっております。

計画期間の平成31年度までにどの程度の教育・保育のニーズが見込まれるか。また、それに対応する保育所や認定こども園などの提供体制をどの程度確保するかということを含めた計画となっております。

表の左側の方に、1号認定こどもとか2号認定こどもとありますが、ここをちょっと説明させていただきます。

保護者の方が保育所や幼稚園を利用する場合、市町村から支給認定というものを受ける必要があります。子どもの年齢ですとか、保育を必要とするかどうかによって、この1号認定から3号認定という区分で認定を受けることとなっております。

1号認定は、満3歳以上の子どもで、幼稚園や認定こども園での幼児教育を希望する方。

それから、2号認定、3号認定は、保護者が就労している等によってお子さんの保育を必要とする子どもというふうな区分になっております。

一部市町村におきまして計画の見直しを行うことによって、この県全体の数値にも影響が出ることとなりますが、その内容については、詳しく後ほど御説明させていただきます。

それでは、お手数ですが、最初の資料2の方にお戻りいただきたいと思っております。

資料2の1ページの下のところですが、2の計画の見直しについてを御覧いただきたいと思っております。

この、子ども・子育て支援事業計画につきましては、国の基本指針において、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされており、今年度、平成29年度が、丁度、計画の中間年にあたります。

次のページを御覧ください。

市町村が計画の見直しにあたりまして、どういう考え方に基づいて見直せば良いかということが内閣府の方から示されておりまして、今年度、各市町村におきましては、これらを踏まえまして、計画の見直しについて検討を行ってきたところでございます。

一例を申し上げますと、(1)のところですが、例えば、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績、何人認定を受けているかという実績が市町村計画で定める量の見込みよりも大きい乖離がある場合は、原則として見直しが必要ですよとか。そういったところを踏まえて計画の見直しが必要かどうかというのを各市町村において検討してきたところでございます。

その検討を進めた結果、下の4のところ、市町村計画の見直し状況のところを御覧いただきたいと思っております。

県内40市町村における計画の見直し状況になるのですが、まず、教育・保育の量の見込み等について見直しを行った市町村が29市町村。それから、地域子ども・子育て支援事業の関係を見直した市町村が24市町村。どちらの見直しも行わないとしているところが8市町村という状況になってございます。

見直しを行った市町村計画の概要につきましては、次の、3ページを御覧いただきたいと思っております。

見直し後の市町村計画の概要となります。

まず、下の表のところを御覧ください。

これは、現在の現計画の県全体の数値と見直し後の市町村計画の数値を集計したものとを比較した表になります。

1号認定、2号認定、3号認定の各認定区分ごとに量の見込み、どれくらいニーズがあるかということと、どういう提供体制をしていくかという、確保方策を定めておりまして、全体としましては、表の平成31年度の現計画のところを見ていただきますと、量の見込みとしましては、31年度に現計画では41,210人のニーズが見込まれると。

それに対応して、下の確保方策のところ、45,301人分の提供体制を確保しますというような計画の見方になります。

見直し後の状況となりますが、同じく黄色の部分をご覧いただきたいと思うのですが、見直し後、平成31年度の見直し後は、全体として量の見込みは41,841人で、現計画より631人増ということの見込みとなっております。

また、それに対応する確保方策につきましては、見直し後は45,738人で現計画から437人の増ということになってございます。

また、その下の部分ですが、1号認定のところの量の見込み、平成31年度の増減で2,

070人の増、また2号認定の量の見込みでマイナス1,876人という、ちょっと数字が大きく動いているところがございますが、この点について、ちょっと補足説明をさせていただきます。ちょっと細かくなって申し訳ないんですが。

右側の注のところを御覧いただきたいと思います。

各市町村におきまして、現計画を策定する際にどれくらいのニーズがあるかというところを住民アンケート、調査等によってサービスの利用希望の調査を行っております。その利用希望を基に今後5年間の量の見込みというものを試算しておりますが、その際、親が就労しているものの、保育所ではなくて幼児期の学校教育の利用希望が強い方。要するに働いているんだけど、保育所に入れるよりは幼稚園の方に入れたいという希望が強い方なんです。その方については、現計画を作る際の計画上、この2号認定の教育ニーズというところに含めてございました。この赤丸で囲った部分でございます。

しかしながら、実際は、幼稚園の入所を希望している場合は、この2号認定ではなくて、1号認定を受けて幼稚園を利用している方が多いものと考えられます。

そのため、今回、計画の見直しを行った市町村では、現計画において2号認定の教育ニーズで見込んでいた数値が実態に合わせた形で1号認定のニーズとして把握されるという状況になっておりまして、今回の見直しによりまして、計画上もより実態に近い形になったものと考えてございます。

また、2号認定の平成31年度の現計画のところを御覧いただきたいのですが、平成31年度の2号認定の量の見込み20,569人とあります。

それに対応する確保方策としては20,285人ということで、実は、現計画上は、このニーズに対応できるだけの確保方策、施設での提供が足りない状況になってございました。量の見込みの方が、確保方策より多いという状況になっておりましたが、見直し後、こういった実態に近い形で整備された結果、2号認定の量の見込みが18,693人、それに対応する確保方策としては20,082人ということで、ニーズには十分対応できる提供体制になるというふうな見込みのもとに計画が立てられてございます。

それから、もう1点補足がございます。表の下の部分を御覧いただきたいと思います。欄外ですね。注とあります。

見直し後計画におきまして、一部市町村が4月1日現在時点の利用児童数を基に「量の見込み」を算出しているが、年度後半に利用児童数が増加することを勘案し、今回、県が集計するにあたっては、一部市町村の見直し後の数値を補正しているということを行っております。

ちょっと簡単に申し上げますと、通常、保育所への入所というのが、年間を通してみますと4月1日時点が最も少なく、年度後半にかけて入所希望者が増加するというふうな傾向がございます。

つまり、その4月1日時点の少ない利用児童数でこの見込みを算出しますと、実際の利用児童数よりも量の見込みが少なくなってしまうので、計画上、必要なニーズを押さえてい

ないのではないかということになりかねません。

そういうこともありまして、県からは、そういった見込みの立て方をしている市町村に対しましては、適切にニーズを見込むよう助言を行っているところでございますが、今回、本会議に諮るにあたりまして、この集計表を作るにあたりましては、そういったきちんと年間の量の見込みを十分確保できるような数字に補正をさせていただいているという点をおことわりさせていただきたいと思っております。

また、この表につきましては、12月時点で集計した数値となっておりますので、一部市町村におきましては、その後の更なる計画の見直しを行う過程で数値が変わっている可能性もございますので、そのことは御了承いただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、こういった見直し状況を総括したものが、上の枠で囲った部分でございます。

教育・保育につきましては、県全体としましては、量の見込みに対して確保方策が上回っており、教育・保育の提供体制がこの計画期間内では確保される計画となっております。

また、現計画との比較では、見直し後計画の量の見込み、確保方策は共に増となっております。

また、認定区分ごとにみますと、2号認定及び3号認定の0歳児の量の見込みが減となっている一方、3号認定の1、2歳児が増となっております。認定区分ごとの過不足が実態に合わせて調整されてきているものと考えております。

続きまして、次の4ページを御覧いただきたいと思います。

地域子ども・子育て支援事業の計画ということになります。

地域子ども・子育て支援事業は、こちらに書かれているような、例えば、延長保育ですとか、一時預かり事業等の事業になっておりまして、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施するための事業ということの位置づけでございます。

市町村計画の見直しの状況ですが、一番上から簡単に御説明しますと、時間外保育事業、延長保育事業につきましては、現計画では、事業目標16,000としているところを平成31年度の見込みでは、若干増加する見込みとなっております。

また、5段目の「うち幼稚園在園児を対象とした一時預かり」というところがございまして、ここは、現計画から大きく増加するものと見込まれております。

これにつきましては、一部の市町村におきまして、幼稚園に通っているお子さんが、幼稚園が終わった後に、結構、恒常的に一時預かりを利用するというお子さんが多く見受けられたために、計画の見直しを行う際、この見込み量の増加を図っているというところの影響だと考えております。

また、この表の中ほどに参考として、平成28年度の実績という数字を載せてございます。

例えば、病児保育のところ、上から6段目ですかね。病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）というところですが、この病児保育事業等の現計画における事業目標、①の欄につきましては、年間で27,230人の利用ニーズがあるという

ふうな見込み、現計画では見込んでおりました。

これに対しまして、平成28年度の実績は7,794人の利用がございました。

ちょっと開きがあるんですけども、この現計画の27,230人の中には、もし利用できるなら利用したいなという潜在的なニーズも含まれておりますので、実際に利用した方と、その潜在ニーズとの違いがちょっと大きく出ているのかなと考えております。

また、病児保育の提供体制につきましては、青森県内では、年々、病児保育の実施施設というのが増加しております、現在、県内で29か所、定員は全部で120人となっております。

年間で約2万人分は提供できる体制にございますので、こういった病児保育を利用したいという方が今後増えても、一定程度は対応できるという状況にあると考えてございます。

それでは、次の5ページを御覧ください。

ただ今、御説明したとおり、各市町村によって、一部市町村になりますけども、計画の見直しを行ったということになりますけども、この市町村計画の見直し状況を踏まえまして、県計画の見直しをどうするかということについて検討をさせていただきました。

まず1つ目、(1)教育・保育の提供につきましてはですが、今回、29市町村が計画の見直しを行ったところですが、県全体としましては、現計画と大きな離れは見られず、教育・保育提供体制は、概ね確保されている状況にあると考えております。

ただ、個別に、個々に、市町村ごとに見ますと、平成27年度から29年度まで、市部を中心になりますけども、年度途中から待機児童が発生している状況にございます。

ということ踏まえまして、今回、計画を見直しするにあたって、県からも、そういった待機児童の解消について、きちんと計画の中で対応できるよう、各市町村に対しては助言をしているところですが、こういった待機児童が発生している市におきましては、いずれも、今回の市町村計画の見直しによって、平成31年度までに待機児童を解消できるような確保方策というものを見込んで計画を立ててございます。

また、待機児童解消に向けた施策としましては、各市町村におきまして、例えば、施設整備等による既存施設の利用定員の増であるとか。入所動向に応じた利用定員を柔軟に設定するですとか、幼稚園の認定こども園への移行、あるいは分園の設置などによって待機児童の解消に取り組んでいくというような計画になってございます。

また、もう1点、県で大きな課題としまして、保育士等の人材不足の問題がございます。この保育士等の人材不足の課題につきましては、県では、この「のびのびあおもり子育てプラン」との整合性を図りながら、平成28年3月に「青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン」を策定しております、このグランドデザインに基づきまして、人材確保の定着に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、新たな取組としまして、事業所における職員処遇や勤務環境の改善、人材育成などの取組を県が評価・認証して公表するという事で、人材の確保・定着を図る認証評価制度というものを今年度開始しております、対策の強化を図っております。

こういった状況を踏まえまして、教育、保育の提供体制につきまして、県全体としては概ね確保されておりまして、現計画で掲げております施策の目標ですとか、施策の内容、方針につきましては、特に変更を要しないことから、県としましては、現計画の見直しは行わずに、引き続き現計画の進行管理を行うことによって、計画の目標達成に向けて取り組んでいくこととしたいと考えてございます。

また、2つ目、地域子ども・子育て支援事業につきましては、現在の計画においては、地域子ども・子育て支援事業の事業目標として、市町村計画で定めている5年間の中で最もニーズが高くなる数字を県の事業目標として定めております。

今回、24市町村で計画の見直しを行いましたが、この中で、一部事業につきましては、実績等が少ないということ等を踏まえまして、量の見込み自体を下方修正している市町村も一部見受けられますけども、実際に利用する方は少ないんですけども、潜在的ニーズはやはりあるというふうに考えておりまして、県としましては、事業目標値の下方修正等の変更はしないというふうに考えてございます。

ということで、現計画で掲げております施策の目標及び施策の内容につきましては、特に変更を要しないと考えられることから、計画の見直しは行わず、引き続き計画の進捗管理と目標達成に向けて取り組んでいくこととしたいと考えております。

説明は以上になります。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今、教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業に関する市町村計画の見直しの結果、実態について詳細に報告いただき、それを踏まえて現計画の見直しについての提案、2つの、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の両方について、現計画の見直しは行わないという御説明、御提案がございましたけども、これにつきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

どうぞ、御自由に忌憚のない御意見をいただければと思っております。

はい、敦賀委員。

(敦賀委員)

2点、教えてほしいんですけども。

基本的に青森県には待機児童はいないと。ただし、県は途中で、先ほど説明がありましたけども発生するという。これは、前の状況と変わらないんですけども。人数的にどのくらいいるのか、分かるようでしたら1点、教えてほしいと。

あと1点は、先ほどの見直しで量的に多少増えるということですから、保育士の確保、不足というのは、前から、確か出ていまして、改善傾向にあるのか。あるいは、更に不足の状況が見込まれるのか。

確か、前、記憶に間違いがなければ、何千人とか、そういう話をチラッと聞いたような気がしたんですけど。その辺の見込み、分かるようであれば教えてほしいんですが。

以上です。

(佐藤会長)

2点について。

(事務局)

まず1点目、県内の待機児童の状況でございます。

先ほど、御説明しましたけども、年度当初につきましては、毎年度、4月1日時点では県内、待機児童はゼロということになっております。ただ、年度途中で産休明けとか、育児休業明けで保育所に預けたいというニーズがどんどん増加しておりまして、昨年度、平成28年10月1日時点では、県内の待機児童は44名となっております。

それから、保育士の確保についてですが、確保できている状況にあるのかということですが、保育士が不足しているかどうか判断する指標としまして、有効求人倍率というのがございます。

県内の保育士の有効求人倍率につきましては、昨年11月時点で1.91倍ということで、一般の全職種の求人倍率よりも高い状況、要するに人材不足の状況にあります。

今年度につきましても、この1.91倍よりも高くなる傾向がございますので、保育士不足という状況は、引き続きそういった課題があるというふうに考えております。

そういうことを踏まえまして、保育士の確保につきましては、県の方でも相当力を入れておりまして、先ほどもお話したのですが、県のグランドデザインに基づきまして、保育士の確保を行っております。

例えば、保育士の資格を持ちながら働いていない方も結構いらっしゃいますので、そういった潜在保育士といいますけれども、潜在保育士さんを掘り起して、是非、保育所の方で再び働いてもらおうということで、保育士・保育所支援センターというところを設置しておりまして、そこで求人・求職のマッチングをしたりですとか、そういった潜在保育士さんが再び働けるような支援というものを行っております。

また、保育士の養成校を終わった方が県外に転出してしまうということの課題もございますので、そういった方に対しては、保育士の修学資金、学校の資金を援助しまして、県内の保育所等に一定期間働いていただければ、その貸付けした修学資金の返還免除をするというような制度もスタートしておりまして、そういったいろんな形で何とか保育士を確保したいと取り組んでいる状況でございます。

以上です。

(佐藤会長)



敦賀委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

その他。

長尾委員。

(長尾委員)

病児保育についてお伺いしたいのですが。

先ほど、県内では29か所ほどで病児保育に対応して、一定程度、対応できているというお話がございました。2万人程度ですか。

自治体によって、小児科医のない自治体がかなりあります。私共でも、病児保育できないかというふうなお話があるんですが、なかなかそういう関係で対応できないというのがあるんですけど。一定程度対応できているという根拠といたしますか、その辺のところをちょっとお知らせいただきたいと思います。

(事務局)

病児保育につきましては、先ほど29か所とお話したんですけども、実際に実施している市町村は17市町村になります。

やはり、主にこういった小児科医の先生がいらっしゃるような市部が多く実施しているという状況にございまして、そういった小児科医の先生が少ないところですか、利用児童を多く見込めないような町村部の地域では、病児保育事業の実施というのは課題となっております。

県の方としましては、やはり比較的規模が小さい町村におきましては、単独でそういった病児保育事業を実施するというのは難しいという側面もございまして、例えば、広域で連携をすることによって、病児保育を他の市町村のお子さんにも利用できるような仕組みができないかとか。そういったあたりについて、市町村ともいろいろ協議しながら働きかけを行っているという状況にございます。

(佐藤会長)

どうぞ。

(長尾委員)

現実的な課題として、そういうふうな一定程度の対応ができているというふうな先ほどの説明でありましたけども、できていないというふうなことに受け取れるんですが。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、そういうところもございまして、県といたしまして、毎年、県の重点施策提案ということで国の方に要望しております。その要望の中で利用児童が少

ない地域、それから人材確保が難しい地域、それから近隣の協力医療機関がない地域だとか、地域の実情に応じて病児保育事業が実施できるようにということで補助の拡大、それから配置要件の緩和、それから人材の育成などについて、国の方をお願いしているところがございます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他。

秋元委員。

(秋元委員)

人材確保のことでちょっとお伺いしたいんですが。

人材確保の中で、2つの免許を持っている人たちが必要と。多分、保育園の方でも認定になった場合には、保育教諭を必要とするということで、今、ある程度の学校全て、幼稚園も保育園も取れるようにということで大学の方ではやっています。

ただ、その中で中央にかなりの人が流れている。その段階で、その待遇ということに関して、きちんと把握はされていますか、県の方で。

実は、こちらの給与が少ない、向こうの給与が高いというのを、向こうの方が衣食住に関しては経費がかかるということで、私たちも話して、給与の算定をしてきたんですけど。今、中央の方は、住むところは全て提供していると。要は、向こうに行くと7万、8万、10万かかる部屋代はかからない。それ自体を支給してやる。じゃ、給料が高い、住むところの金額がかからないとなった時には、まず流れていく。

その辺のところの待遇改善という観点から考えた時に、いろんなものをやっていますと言っても、結局やっぱり、そこら辺なんですね。流出していくというか、若い女性がどんどん流れていく。その流れていって、向こうで結婚して、こっちに戻って来て子ども産めば、これは人口の減少にはならないけど、出て行って、向こうで結婚して、向こうで子どもを産む。じゃ、中央集中型になって、向こうは待機児童は山ほどできるけど、こちらは人口が減っていく。

根本的にそういうところを改善していかないと、こちらに残って子どもを産んで子育てをするという環境が生まれていないということは、中央とのそういうふうな待遇の改善を県では、少し考えていかなきゃいけないのかなという時期なのかなと。

そうなった時に、中央のそういうふうなものがきちんと理解しているというか、分かって対応しているのかな？

その辺のところ、ちょっと教えていただきます。

(佐藤会長)

よろしく申し上げます。

(事務局)

保育士の待遇、まず賃金面につきましては、国も重点的な施策としまして、賃金改善を毎年行っておりまして、一般の方の平均賃金との差を縮めるための処遇改善というものを今年度、更に拡充してきております。

また、保育士の確保につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、賃金改善だけではなくて、働きやすい環境というのも非常に重要ではないかと考えておりまして、県では、実は、そういった賃金の改善といかに働きやすい環境を整えて人材を育成しながら、長く県内の保育所で働いていただけるかという仕組みを作るために、県だけではなくて事業所の取組、積極的な取組というものも重要であるということ踏まえまして、そういった積極的に取り組んでいる事業所を県が審査をして、認証して、お墨付きを与えると。非常に人材確保、賃金改善ですとか、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所ですよというところを県が評価して認証するという制度、認証評価制度というんですけども。そういった事業制度を今年度スタートしたところでございます。

こういった認証評価制度をすることによって、その保育所でどういった、例えば、有給休暇が何日とれているのかとか、離職率が低いところだとか、そういった情報が求職をする方に見やすいような状況、見える化といいますけども、そういった見える化をすることによって、保育士さんの方が賃金の高い、安いだけではなくて、自分が保育士としてキャリアアップをしながら長く勤めることができるかどうか、将来を見通せるような仕組みを、そういった制度を進めていくことによって、作っていききたいというふうに考えております。

なかなか、首都圏の方で家賃補助とか、そういったことでかなり大々的にやっているところもございまして、県としましては、そういった保育士さんが自分が就職する先を探すにあたりまして、そういった情報を公開していきながら、きちんと賃金だけではなくて、将来の働き方を考えていただくような仕組みを進めていききたいと考えております。

(佐藤会長)

重要な御指摘をいただきました。

(秋元委員)

もう1つ、待機児童についてなんです。

待機児童、第1希望、第2希望、第3希望というふうにして出していると思います、それぞれの地域。

その第1希望が通らなくて入れなかった人が待機児童なんだ。第2も第3も入れなくて残ったのが待機児童なんだと。

何故この話をするかという、テレビで入れなかった人が何で入れないんだと。その人は、

第1希望に入れなかった。それで、自分の要望が通らなかったと言っている。東京では、23区内で端から端まで行っていったらかなりの時間がかかるので自分の地元に近いところという気持ちも分からないわけではないんだけど。それを踏まえて、その情報だけを頼りに、私は、弘前なんですけど、弘前市の方で第1希望が通らなかったらそこで騒ぎ立てて、幼稚園の方に来るんですよね。ところが、その第1希望が入れるとなったら、もう罵詈雑言を吐きながら、こんなところは嫌だって辞めていくんです。第1希望の保育園に入ってくる。

それは何かと云ったら、やっぱりそういう情報の操作といえはおかしいんですが、情報の中にあると。ですので、第1希望が通らなかったから待機児童なのか。第2、第3も通らなかったから待機児童なのかというところを教えていただきたいと思います。

(事務局)

待機児童のカウントの仕方というか、数え方につきましては、国の方で定義を定めておまして、待機児童としてカウントする方は、そういった第1希望、第2希望、第3希望とも全部入れないような方が待機児童というふうにカウントされます。

第1希望に入れなくても、第2希望に入れるような方であれば、待機児童というふうにはカウントしないという定義になってございます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

(秋元委員)

言っていることはよく分かるんですが。第1希望、第2希望、第3希望と書いているんだけど、大体の人は第1希望しか書かないで出すんです。その辺のところ、結局入れなかったから入れるまで待ちますっていったら、それが待機になるって。あくまで待ちますという話をした瞬間から待機児童が生まれる、私はそう考えているんですけど。その辺はどうなんですか。

(事務局)

自分は第1希望以外には行かないと言っている場合だと思うんですけど。そういった場合は、保護者の都合によるか、保護者の理由による待機児童というふうな捉え方をしております。

一般的な、国で言う待機児童の定義とは別に保護者の理由により待機している方という定義になります。

県内の状況を見ますと、確かに、自分は第1希望にしか入りたくないという方も数多くいらっしゃるしまして、県としましては、まず第一義的には、一般でよくいう待機児童は解消したいということ。

それから、第二段階としましては、そういった自分の希望どおりに保育所に入れるような、そういった提供体制をできるだけ作っていきたいということで、市町村の方に対しまして、そういった保護者のニーズに合うような保育の提供体制を整えてくださいということでの働きかけを行っております。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。いろいろ定義があると思います。

その他、よろしいでしょうか。

渡邊委員。

(渡邊委員)

青森県保育連合会の渡邊と申します。

待機児童の問題について、少しお話させていただきます。

青森県では、というか、全国的に子育て支援員というのができまして、保育士不足の部分カバーする、していただく、我々もその制度に則って使わせていただいています。

最低基準上の数、最低でも保育士資格を持っている者がカバーし、そこで長時間労働だとか、様々なところを補う分で、子育て支援員を3分の1を超えない範囲で2人とか3人とか、そんな5人、6人じゃ不可能でしょうけども。そういったことで保育士の早番、遅番、労働加重を軽減したりだとか、様々保育のお手伝いという形で非常に助かってはいるんですけども。

青森市を見ますと、中核市ということもありまして、未だに子育て支援員制度を認めていないそうです。それによって、やはり青森市は、他の市もそうなんでしょうけども、特に青森市は待機児童が年度後半に、例えば、保育スペースはあるんだけど、やはり有資格者を確保できないので、やっぱり断らざるを得ない。その子たちが待機化して行って、それを補う部分で、今度、市の小規模保育事業だとか、それから認可外。つまり、認可外だとか小規模保育事業は資格がなくてもいいわけですよ。そういうことで、そっちの方に子どもたちが流れていく。結果的に高い保育料を払わされたりするケースもあると聞きます。

そうすると、やはり元々、質の確保というふうな部分では、いささか問題があるのではないかと思っているんですが。

その辺、青森県と青森市は中核市というふうな感じで管理しにくいのかもかもしれませんが、こういった支援計画の際には、連携をとって、その辺は調整していただければと考えます。

もう1点なんですけども、この新しい「のびのびあおもり子育てプラン」、国の新制度そのもので見えてきにくくなったのは、障害児というか、障害を抱えるお子さんの問題だと思うんですね。加算だとかでは、療育加算だとか、または様々な障害児保育の補助金等々が入ってはきているんですけど。数として、今、凄く、言葉は悪いんですが、ボーダーラインと

というか、グリーゼンというか、最近ではパステルカラーとか何とかって、パステルゼーンなんていう、様々な子どもがいるんだよというふうな、そういった発達障害、気になる子といますか、そういった子どもたちの実態が見えにくくなってきていて、こういった地域型の保育事業じゃなくて、市町村の地域保育、先ほど、13事業ありましたね。そういったところでも数字が見えてこなくなっていますので、その辺、県として、まず掴んでいるのか、実態を把握されているのか。

話が前後しますけども、認証評価制度もお願いしたくて、我々、うちの法人も参加宣言はしてはいるんですけども。やはり、先ほど、秋元委員もおっしゃったように、様々各施設によって待遇の部分だとか、それから福利厚生的なところだとか、研修だとかというふうなところで、人を確保し育てたという仕組みが、格差があります。それが原因で折角実習で3週間とか来ていた良い子が、東京方面に行っちゃうというふうなこともありますので、この認証評価制度、もう少しPRというか、アピールして、できれば義務化は無理でしょうけども、良い流れで、少しハードルを下げるなり、お手伝いを少しするなりして、皆が、我々の業界もそうなんですけども、向くような形で促していただければなと思うんですけど。

あっちいたり、こっちいたりの話になってしまいましたけど、ちょっと御検討していただければと思います。

(佐藤会長)

御意見いただきましたが。御質問もあったようですが。

(事務局)

障害児の保育のことでよろしいでしょうか。

確かに、障害児保育の実施につきましては、この新制度の制度に乗るというよりは、市町村が市町村の事業として、障害児の方が保育所に入れたいということがあれば、市町村の方で対応しているという状況でございます。

県では、県内でそういった障害児を受け入れている保育所が何か所あるかとか、何人のお子さんを受け入れているか、あるいは障害の程度はどの程度かという状況は把握しておりますけども。

先ほどもお話があった、例えば、気になる、実際には障害者手帳を持っていないような方とか、そういった状況についてまでは、まだ状況を把握しておりませんので、そういったところの現在の状況というものを今後、確認していきたいと考えております。

それから、認証評価制度につきましては、今年度、漸く11月にスタートしたばかりなんですけど、そういった意見を踏まえながら、これからもより良い制度にしていきたいと考えております。

(佐藤会長)

それでは、議題3の青森県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しにつきましては、資料2の5ページにございますように、教育・保育の提供、地域子ども・子育て支援事業、いずれも現計画の見直しは行わず、引き続き適切な計画な進捗管理を行っていくという方向で進めてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおりに進めていただきたいと思います。

次に議事4の青森県家庭的養護推進計画の見直しについて、事務局から御説明をお願いします。

御意見、ありますか。

すみません、橋本委員。

(橋本委員)

ありがとうございます。

見直しの方向につきましては、承知、了解はしております。その上で1つ、小さな質問と要望をしたいと思います。

そのままという中で、参考資料の2をめくっていただきますと、24ページに認定こども園の移行の見込み数という表がありますが、これが中核市が青森市だけが入っておりますが、八戸市が中核市になったということで、この割合というのは変わるということになりますが、それはどうなのかということが質問です。

それから、要望についてなんですが、42ページ、参考資料2の42ページの子ども・子育て支援事業のこちらを見ますと、実施主体が市町村ですので、県としては、国から様々なお金を持ってきてというようなことは、先ほど御説明にもありましたけども、県として、何人かの委員の方が、やはりこの青森県の実情というものを踏まえた時に、何か施策がないのか。そういう小規模町村が一杯あるという中でできないのか。それは、これは、プランは決まっていますので、次への要望ということで、何か特別プランを県として何か1つでも入れていただくというのはできないものかという要望でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。失礼いたしました。

では、御質問、要望について。

(事務局)

24ページの表ですけども、この表につきましては、認定こども園の移行を進めていきたいと思いますということで、県の方で平成31年度までに県全体で249か所を目指しましょうという計画になってございます。

実際は、平成29年度の時点で237、29年度で237か所になっておりまして、既にこの計画で定めた目標を上回る認定こども園の設置数になっております。

県としましては、認定こども園というのは、保護者が働いている、働いていないに関わらず継続して利用できる施設ということのメリットもございますので、この計画に書かれているとおり、もし保育所とか幼稚園の方で認定こども園に移行したいという場合は、先ほど、いろいろ数値の方を説明しましたが、確保方策の数字に関わらず、できるだけ認定こども園への移行について認可をしていきたいという方針を持っておりまして、先ほど、八戸市、青森市でどうかということもございましたけども、ちょっと今、手元に八戸市、青森市の割合、数字は出せないんですけども。県の方向性としてしましては、この計画に書いてあるとおり、引き続き進めていきたいと考えてございます。

(橋本委員)

私は、単純に八戸市が中核市になったとすれば、この計画は中核市とそれ以外というのは変わるのではないかということなんです。

(事務局)

そうですね。

現在のこの表の中では、中核市以外の市町村の数の中に八戸市が含まれている状況になっておりますので、当然、八戸市が中核市になったことを受けて、この表を、表自体は、中核市と中核市以外の市町村という目標数値は当然変わります。

(佐藤会長)

これは、今後、変わるということですね。

計画だからこのままということですか。それとも、年度途中ですけども、中核市が変わったんだから変えるということですか。

(事務局)

県全体の方向性としては変わりませんので

(佐藤会長)

数字は変わるんですか、変わらないんですか。

(事務局)

計画自体の修正は行いません。

(佐藤会長)

分かりました。



(事務局)

あくまでも、数値の調整というか、実態に合わせて、先ほどから説明している数字も若干の増減というのはあるんですが、基本的な数字の微調整というのは行わないで、現在の計画の方向性で進ませていただきたいということで。

(佐藤会長)

そうすると、注1もこのままということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(佐藤会長)

分かりました。

はい、どうぞ。

(菊地部長)

今、担当の方から、計画自体は既存のものとして5年間、この計画、中間年での見直しは行わないで推進をしていくという説明がありましたけども。

当然に八戸市が中核市になっておりますので、例えば、県で毎年度進行管理なり、それから事業の説明を、例えば市町村であったり、関係団体にするといったようなレベルでは、当然に中核市は県内青森市と八戸市、2市ということになりますので、中核市、中核市以外というような数字の扱いですとか、そこは実態に合わせて対応していく必要があると思います。委員の御意見に対応した形で我々も実務的には対応していかなければと思っていますので、そのようにしていきたいと思います。

(佐藤会長)

橋本委員、よろしいでしょうか。

どうも失礼いたしました。

それでは、議題4の見直しについて、事務局から御説明願います。

(事務局)

資料3に沿って御説明いたします。

資料3の扉をお開きください。

1番の囲みでございます。

まず、現行の青森県家庭的養護推進計画というのが、どのようなものかということを御説明したいと思います。

なお、この計画の全容につきましては、参考資料の3-1ということで配付させていただきましたので、後ほど御覧になっていただければよろしいかと思えます。

まずは、計画を策定する根拠は、厚生労働省の局長通知でございます。

今は子ども家庭局ということになっておりますけれども、当時は雇用均等・児童家庭局ということでございます。局長通知でございます。

内容につきましては、平成41年度を末とする計画です。

社会的養護を必要、その後に社会的養護を必要とする児童という言葉が出てきますが、皆さん、ご存知だとは思いますが、社会的養護ということをお説明させていただきますと、つまり保護者のいच्छゃらないお子さん、あるいは虐待などによって保護者が養育していくということが適当でない児童を公的責任、社会的な責任と言われるかもしれませんが、社会的な責任で養育することということになります。

この社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親委託率の引き上げのベースを考慮して確保すべき事業量を策定すると。そして、施設養護の小規模化、地域分散化を図るという内容の計画でございます。

その内容に沿って行って、実行していく目標としては、社会的養護を必要とする児童について、里親・ファミリーホーム、グループホーム、本体施設の委託、または入所の割合をそれぞれ3分の1ずつということにするということが目標でございます。

期間です。今、平成41年までと、非常に長いスパンの計画なんですけれども、前期を平成27年度から31年度、中期を平成32年度から平成36年度、後期を平成37年度から平成41年度ということで、15か年にわたる計画ということにしております。

ここで、まず、現状での青森県の社会的養護の現況というものを説明したいと思います。

ちょっと飛ぶのですが、3ページをお開きください。

掲げています件数につきましては、平成29年の12月1日、今、分かるうえで直近ということになりますけど、12月1日現在のものがございます。

表が上段、下段と2つございまして、里親と書いている方の表が里親さんとファミリーホームで養育されているお子さん。

それから、下の方の囲みのところが、いわゆる施設での養育をされているお子さんの数ということになります。

まずは、里親で養育されているお子さんの数なんですけれども、一番上の段を御覧になっていただければいいんですけども、委託している里親さん46世帯にお子さんが66名委託されております。ファミリーホームにつきましては、現在、青森で4か所ございます。4か所に22人のお子さんが委託されております。

下の表に参りまして、乳児院は青森に3か所ございます。そこで25人のお子さんが生活しております。

児童養護施設は、県内に6か所ございまして233人のお子さんが入所しております。

児童心理治療施設は、県内に1か所です。29人のお子さんが生活していらっしゃいます。

児童自立支援施設は、県内に1か所で11人のお子さんが生活していらっしゃいます。

その施設での養育の中の18名のお子さんがグループホームに入居されているという状況でございます。

今、66名とか22名というお話をしましたが、この数を全て足しますと346人になります。この346人のうちということになるんですが、左の円グラフでまとめていますが、里親・ファミリーホームで生活されているお子さんは合計で88人になりまして、率とすると25.4%。グループホームで生活されているお子さんが18人ということですので5.2%。それから、本体施設で生活されているお子さんが240人となりますので69.4%ということで、青森県で、現在の生活されている割合というのが、このような状況になっていますということでございます。

再び、1ページにお戻りください。

続きまして、見直しを行う経緯について御説明したいと思います。

まず、平成23年の7月に国の社会保障審議会におきまして、社会的養護の課題と将来像ということがとりまとめられました。そのとりまとめではどうなりましたかということ、家庭養護を優先として、施設養護も家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるということが示されました。

それを受けまして、先ほどの厚生労働省の局長通知ですが、24年の11月に局長通知が出まして、この内容が下のところです。

平成25年からの2か年を都道府県計画の調整期間、準備をする期間として、27年度からは、計画に基づく取組を実施してくださいということになりました。

それを受けまして、青森県でも家庭的養護推進計画を平成27年の3月に策定ということで、平成27年度から行動できるようにということで策定していたところでございます。

この後ですが、国で大きな動きがあったんですね。それを青い囲みにしてあります。

平成28年の6月に児童福祉法、改正した児童福祉法が公布になりました。右の囲みで趣旨というふうに書いていますけれども、国と地方公共団体のそれぞれの責務を書かれたのが、児童福祉法の第3条の2になります。

国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるように保護者を支援するものとする。ただし、家庭による養育が適当でない場合は、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるように措置を講ずるということでございます。

この新しい児童福祉法の公布を受けまして、国では新たな社会的養育に関する検討会というものを学識経験者等で立ち上げまして、そこでとりまとめられたのが平成29年8月の新しい社会的養育ビジョンです。

右側に5つ骨格としてあげているところです。(1)から(5)までございますが、

(1)として、全ての子どもや家庭を支援するために身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ると。

2つ目として、虐待の危険など集中的な在宅支援が必要な家庭には、在宅での社会的養育

としての支援方法を構築。分離しないケアの充実を図ると。

3つ目として、親子分離が必要な場合は、代替養育は家庭での養育を原則として高度に専門的な治療的ケアが必要な場合は、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供すると。

4つ目として、里親に関する包括的事業、フォスタリング業務ということで、カタカナが出てきましたので御説明しますと、里親がまず開拓、里親になっていただいているところから、その里親さんに子どもを委託するためのマッチングを行って、その後、委託になったら支援計画を作って、お子さんが18歳とかになって自立するまでバックアップをする、この一連でやっていくというのがフォスタリング業務ということの定義になります。これを強化していくんだということですね。

5つ目として、養子縁組などの永続的解決を目指しましたソーシャルワークが児童相談所で行われるように徹底するということが掲げられました。

これで、新しい社会的養育ビジョンでは何を言ったかということ、この赤書きのところになります。

平成23年の7月の社会的養護の課題と将来像に基づいて策定した都道府県の計画は、この新ビジョンに基づいて平成30年度末までに見直しするべきであるということがとりまとめられました。

つまり、計画は31年度までの計画なんですけど、30年度に前倒しで見直しをするべきであるということが言われました。

これをまた更に受けまして国の方では、社会保障審議会が都道府県の計画の見直しに係る要領の作成に着手して、昨年12月には、案としての、骨子案としての都道府県計画の見直し要領が出されているところでございます。

この骨子案につきましては、参考資料の3-2で配付してございます。

これも後ほど御覧いただければと思います。

これは、骨子案なんですけども、これにつきましては、平成29年、今年度の末までに、これを要領として正式に自治体に示すということにされております。

県では、その要領を基にしまして、早速平成30年の4月から現計画の見直しに着手していくということになります。

骨子案の位置づけですが、この右の囲みに書かれているんですけども、赤字のところです。都道府県計画の見直しにあたっての基本的な考え方やポイントをまとめたものということになるんですけども、次の2ページを見ていただきます。

この骨子案については、10個の項目について(1)から(10)までございますが、この10個の項目について計画、県で見直しをする計画にこれらの事項を記載しなさいというふうになっています。

まず1つ目が、都道府県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像。

2つ目が、当事者である子どもの権利擁護の取組、意見聴取・アドボカシーになります。

ども。アドボカシーというのは、権利擁護ということで捉えていただければ良いかと思いません。意見聴取や権利擁護について取り組むと。

それから市区町村の子ども家庭支援体制の構築などに向けた都道府県計画の取組。

各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み。

里親等への委託の推進に向けた取組。

6、特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組。

7つ目として、施設の小規模化・地域分散化・高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組。

8つ目が一時保護改革に向けた取組。

9個目が社会的養護自立支援の推進に向けた取組。

10個目が児童相談所の強化等に向けた取組ということでございます。

これらのことを書き込むということにしております。

県の対応方針、4番のところですが、県の対応方針としましては、県としては、これから計画の見直しのワーキングチームということで、米印で書きましたけども、社会的養護の関係施設の方、それから里親の方、それから児童相談所、市町村の子ども家庭相談の担当の方、それから学識経験者の方などで構成したワーキングチームを設置すると。これにより、都道府県の計画の見直し要領に記載する記載事項、これは児童相談所と一時保護改革に向けた取組もそうなんですが、この記載事項を踏まえた計画の見直しを行っていくと。

児童相談所、一時保護改革に向けたものにつきましては、(2)のところでございます。児童相談所長さんたちなどで構成するあり方の検討会ということ。つまり、児童相談所を変えていくんだぞということなので、児童相談所の考え方を変えていくんだぞということなので、児童相談所で所員で考えていくということで、ここで青森県の家庭的養護の推進計画の見直しを行うということにして参りました。

3つ目としましては、この青森県家庭的養護推進計画の見直しにあたりましては、この会議、青森県子ども・子育て支援推進会議に諮りまして調査・審議していただくとともに、この会議において進行管理していただければと考えます。

その理由なのですが、5番目の囲みに書いてあるとおりなのですが、今回の見直しなのですが、この見直しは、本当に在宅支援を含めた市町村を支援していくこと。あるいは、児童相談所や一時保護の在り方ということなど、多岐に渡るものです。今までよりもずっと大きな議論になっています。

これは、社会的養護に係る支援をほぼほぼ網羅するような計画になるのではないかと考えられます。

このため、子ども・子育て支援法に規定します都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画でも、これは社会的養護については、記載事項というふうになってございます。勿論、一番最初、資料1で御説明しましたとおり、のびのびあおもり子育てプランにおいても、取組方針の4です。様々な環境にあるお子さんと家庭を支援していきます。

様々な環境にあるというのは、虐待の世帯も含めてということになりますので、あるいは要保護の世帯も含めてということになりますので、この取組とも合致するものでございます。

これらのことから、この見直しを行う計画は、県の子ども・子育て支援事業計画の一部ということで整理させていただきまして、県の施策の総合的計画について、推進について調査・審議をするということの青森県子ども・子育て支援推進会議に諮りまして進行管理していただきたいと考えているものでございます。

一番最後、スケジュールについて御説明させていただきます。

まず、今年度中にワーキングチームと検討委員会の設置の準備をして、4月からはすぐに内容の検討に着手していきたいと考えております。

この会議、7月にまた開催を考えておりますので、そこで中間報告をさせていただきたいと。

その後に、中間報告させていただいたことに対する御意見を踏まえまして、またその計画を練っていくということで12月から1月くらいには、見直しをした内容を案ということで作りまして、それをまた2月に開催予定の会議にお諮りしたいということで考えているところでございます。

以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

青森県家庭的養護推進計画の見直しについて、その経緯、理由、見直すべき内容、それを検討していく体制、スケジュール等、的確に御説明いただきましたが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

後藤委員。

(後藤委員)

県の児童養護施設協議会の後藤です。

私、全国の児童養護施設協議会の常任理事もやっておりますので、この手のものに関しては、全養協の方の意見ということで、もし機会があるならば、いろんところで話をしてくれということがございますので、少しだけ述べさせていただきたいと思えます。

まず、今、説明がありましたように、新しい社会的養育ビジョンに関しては、いろいろと全国の施設協議会の中でも論議があつてございます。今、全養協の会長も参加している会議で、また、この内容についていろいろ検討していつている、厚労省の会議で検討しているところもあります。概ね、その大枠のところは県の方から説明があつた、それで進んでいくんだろうなと思っております。

ただ、全養協としましては、やはりこの数値があまりにも拙速すぎると思いますか、ここ

何年のうちに数値目標までというところがありますので、そこに関しては、大体の方向性としては、おそらくこれはありなんだろうなと思うんですが。ただ、もう少し緩やかにいろんな変化をしていってもらえればというところが1つです。

この1つが、やはり、これは、施設から、どっちかという大きな施設から小さい単位で里親さん、それから家庭的なファミリーホームですとか、グループホームですとか、そういったところということなんですけど。ただ、やはりそういう中で、勿論、それは、そのとおりだと思うんですけども。

例えば、今、説明いただいた資料の1ページにありますように、新しい社会的養育ビジョンの骨格のところの2ですけども、虐待の危険などの集中的な在宅支援、虐待の家庭においても在宅で支援をまずはしていくということ。これも必要でしょうけども、我々、施設側としては、そういうケースをいくらでも見てきて、その結果、駄目で施設に来たという子どもたちも多数おりますので、そうなった時には、もっと早くに保護をして、施設なりでケアをしていってれば、もうちょっと違う道もできたのではないかというところのケースも多々ありますので、これ自体が、この方法は、やっぱり家庭を一体としてケアをしていくというところがいいとは思うんですけども、危険性もあるんだということ。

あとは、3の分離が必要な場合のところ、高度に専門的な治療ケアという、この高度に専門的な治療ケアが必要な子の選定というのは、誰が、どのようにするのかというところが全然国としては定まっていなくて、これは、子どもの選別にも繋がるという、権利擁護の問題も絡んできますので、その辺のところはまだまだ、もう少し詰めなければならないものであるかなと思っているところです。

それから資料3-2ですけども、3-2の3ページのところです。この四角の枠組みは、社会的養育ビジョンの理念のところなんですけども。3ページの四角の囲みの下の部分ですけども、永続的解決、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進となっているんですけども。単純に養子、里親さんということではなくて、特別と付いたところで、特別養子縁組は、この資料のずっと後ろの方にも出てくるんですけども。一度、特別養子縁組を組んでしまうと、なかなかそこが、どういうことがあっても、実子として迎えるわけですけども、そういう意味では、いろんな課題もあるんだと。

ただ、これを、下の方から3行目からです。概ね5年以内に2倍である、年間1,000人以上の特別養子縁組の成立を目指すという、こういう、言ってみればちょっと大きな数値の目標がある。これをどう捉えるかというところです。

青森県内としても、これに沿っていくんだらうとは思われるんですが。ただ、数字ありきで進んではほしくないなと。やはり、先ほどの子育て支援のところもそうなんですけど、都会と地方の差、地域の事情というのがありますので、そういったものを施設でもそうですし、保育所でもそうです、幼稚園でもそうです、全てにおいて、そのところの地域差というふうなところをしっかりと考慮していただければ幸いかなと思います。

決して、全養としまして、これに反対しているわけではありませんので、これに沿って進

めながらも、あまり急激な変化ということではなくて、いろいろ煮詰めながら進めていければと思っております。

以上です。

(佐藤会長)

大変貴重な御意見、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

その他、特によろしいでしょうか。

それでは

熊谷委員。

(熊谷委員)

ちょっと、その他なんですが。

今回は、この計画の中で子育て包括ケア支援センターのところが出てきていないのですが、これは、地域子育て支援拠点事業の中に入っているものなのか。国としては、32年度まで全市町村に配置する方向付けがなされておりますので、そのあたりは、県としてどのような方法で市町村の支援というもの。

(事務局)

県の方では、今年度も県の助産師会と連携して、圏域ごとに説明会などを開催しながら、市町村への支援を行っているところです。

各市町村等にヒアリング等も行っていますが、基本的には、平成32年度を目指している。概ね整備が進んでいく見込であります。

また、具体的にも幾つか、来年度立ち上げるという方向での御相談もいただいております。先日、新聞でも報道されておりました。こういったことを県の方でも把握しながら支援を進めていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(熊谷委員)

専門の職種を配置していくようによろしくをお願いいたします。

(佐藤会長)

それでは、ただ今、御提案のありました家庭的養護推進計画の見直しについて、提案の理由や内容や方向、スケジュールで進めていくことでよろしいでしょうか。

それでは、その方向でお進めいただきたいと思えます。

それでは、本日の会議は全て終了いたしましたけども、特に何か全体を通して御発言、御意見等ございましたらお受けしたいと思えますが。

はい、西川委員。



(西川委員)

NPO法人コミュニサーあおもりの西川と申します。

私共では、結婚支援の事業をずっとメインでやってきていまして、その後、ここ1年ぐらいいお子さん、問題を抱えるお子さんと、その親御さんの居場所づくりをやってきたんですけども。結婚支援の方で、こちらの計画の方でも結婚から出産、子育てというものがメインになったということで、前回から私も参加させていただいているんですが。

今、母子家庭、父子家庭が凄く多くなっているんですね。お子さんを預かる保育ですとか、そういったところも凄く充実しなきゃいけないところでもあるんですけども。

私たち、結婚支援をずっとやってきている立場から、今、お子さんがいて婚活をしている女性が凄く多くなっています。自治体の婚活の方からも委託を受けてやっているんですけども、そちらの方でも、カップルになって結婚まで早いのは、お子さんを持っている女性の方で、カップルというよりも結婚に結び付いている場面が多くなっています。

そうなった時に、お子さんを産んでいる方で、また更に次のお子さんができているという事例も出てきております。自治体の方の婚活を3年やっていますけども、もう既に出てきております。

そういった方たちに向けての支援ですとか、逆に婚活も、県の方でやっている婚活も全体的にやっているのはあるんですけども、母子家庭、父子家庭、子どもに関していうと、虐待とかではないにしても、片親というところで、子どもが可哀想とか、凄く引け目を感じている親御さんの声が多く聞かれるんです。

今はもう当たり前になっているという現実があるところで、母子家庭とか父子家庭の方に対する結婚支援というところも少し充実させていきたいなど、私共も思っているところです。そういった方は、特に積極的で、お子さんを持っている方は、片親にしたくないとか、自分でパートナーを持って一緒に子育てをしたいという希望を持って婚活をしている方が増えているので、是非、県、市をあげて、そこの部分を充実させていただきたいという希望があります。

それからもう1つなんですけども、里親ですね。私も一人っ子で、娘も一人っ子なので、里親ということを実際考えたこともありました、次の子ができなくて。

私は結局、環境が整わず知識もなかったので断念しましたが、今、晩婚化で、初婚が40代以降とか50過ぎの方が多くなっているように思います。相談に来る方もそういう方、多いですし。

ですので、例えば、子どもが欲しいというところで、女性は40過ぎて、今は医療の発達で結構、子どもを産める方も増えていますが、やはりリスクも大きい。

それから、男性だって、子どもができる体かどうかというのは、50前後になって分からないところなのが現実だと思うんですね、医療的に。

そういった方たちに対して、やはり、跡取りが欲しい、子どもが欲しい、親の面倒をみて、

自分たちも面倒みてもらいたいという希望を持っている方も、話を聞くと多いんですね。

なので、数字を把握できるかどうか分かりませんが、晩婚化になっていて、そこから結婚活動をして結婚したいという方で、お子さんをどうしても希望される方もやっぱりいらっしゃるの、そういった方たちで里親を希望する方とか、思いが合致するところではあると思いますので、情報提供などをしていただけたらありがたいなと思っております。

よろしくをお願いします。

(佐藤会長)

大変貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、まだ御意見等ございましょうけども、また次回の会議にいただければと思います。

それでは、私の役割はこれで終わって、事務局に進行をお返ししたいと思います。

(司会)

佐藤会長、ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして菊地健康福祉部長から挨拶を申し上げます。

(菊地部長)

会議の方が10時から始まって、今、時計を見ますと12時少し前ということで、大変、中身の濃い御意見をいただいたなというふうに思います。

今日、事務局の方から御説明をさせていただきました「青森県子ども・子育て支援事業計画」の内容、引き続き、前計画については計画の改定を行わないで推進を図っていくということで対応させていただきます。

また、家庭的養護推進計画の見直しにつきましても、30年度、来年度計画の見直しという作業にこれから入らせていただければというふうに思います。

御意見、沢山いただきました中で、私自身、印象的だったこと、そしてまた、御意見を踏まえしっかり取り組んでいかなければ駄目だというふうに感じたことがございました。

例えば、病児保育に関しても、説明では、県全体としてみれば一定の対応ができていくということに関して、実際に市町村で取り組むのにも地域資源に制約がある。そういった限られた資源の中で対応が難しい部分もあるんだという御意見、これもまた大変大事な御意見だと思います。

子どもが成長過程で病気になりやすいということもございしますので、保育に関して、そういった対応がしっかりできる病児保育ということにつきましては、基本的に保育事業、子育てという事業は、市町村がメインで行うことになっておりますけども、やはり広域的な観点で制約、資源の限られた市町村が連携をして必要なサービスの提供がなされるのか。そういうことについて、県としてもリーダーシップを発揮していくということが大事だなという

ふうに思いますので、そのような働きかけをする中で市町村と県としっかり役割分担を果たしながら、地域全体として、保育力ということを上げていく必要があるなというふうに感じました。

また、御意見、いただきました御意見の中で人材確保ということにつきまして、様々貴重な御意見をいただいたように思います。福祉分野での関係団体と連携をした取組ということをより強化をしていくということは勿論必要ではございますけども、人材の確保ということにつきましては、この教育・保育という分野だけではなくて、福祉行政、医療もしっかりと含めてやっておりますし、併せて県全体として、例えば、産業に関する人材ですとか、生活基盤の充実という観点での人材確保、全ての分野で人材の確保を図っていくということが求められているなというふうに思います。

そういう意味では、青森県、この地域の魅力ということをそれぞれの立場で向上させていく中で、全体として地域が人材を確保できる力ということをより向上させていかないと駄目だというふうに感じました。

私自身も部長として県の庁議メンバーで様々その議論をする場もございますので、皆様からいただきました御意見は、全庁的な対応ができるように取り組んでいかなければ駄目だなというふうに感じさせていただきました。

長くなって申し訳ございませんが、今日、皆様からの貴重な御意見、そのように受け止めてさせていただいて、県行政の側で、健康福祉部だけではなく、他部との連携ということにも繋がるように対応していきたいと思っておりますので、今後も皆様の御協力をいただければと思います。

併せまして、先ほど、幼保連携型認定こども園の部会に関して、部会委員の御指名ということもいただきました。

御指名をいただいた委員の方につきましては、年度内に部会開催をして、委員会について御審議をいただく予定となっておりますので、是非、御協力をいただければと思います。

そのようなことも含めまして、大変、改めまして貴重な御意見をいただきましたことに感謝を申し上げ、そういった御意見をまた我々事務局として行政の場に良き政策に繋がるように努力して参りたいと思っておりますので、皆様の御指導、そして御協力を引き続きお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうも大変ありがとうございました。

(司会)

皆様、長時間にわたり御協議いただきましてありがとうございます。

これもちまして「平成29年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議」を閉会いたします。

ありがとうございました。